

- 1 郷土の自然を愛し、平和で安全な環境を守ります
- 2 たがいに助け合い、すべての市民の幸福を願います
- 3 からだをきたえ、仕事に励み、楽しい家庭をつくります
- 4 きまりを守り、信頼と愛情を深め、心豊かな社会を築きます
- 5 教養と文化を高め、自由と希望に満ちた郷土をめざします

12月1日^{から}

乳幼児医療費助成の対象を

小学校3年生までに拡大

名称は「子ども医療費助成」に

市では、「野田市エンゼルプラン」に基づき、一時保育や育児支援家庭訪問などに取り組み一方で、皆さんからのご意見を踏まえ、乳幼児医療費助成を見直し、平成20年度に就学前まで拡大しました。さらに、子育てしやすい街を目指そうと、12月1日からは、小学校3年生まで拡大し、名称を「子ども医療費」とします。

市の作成する公文書などで

「障害」を「障がい」の表記に



市では、「障害」の「害」の字には、「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があることから、検討をしてみました。そこで、「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針」の素案をまとめ、パブリック・コメント手続で皆さんの意見を伺ったうえで、「障害者基本計画推進協議会(藤井浩会長)」の審議を経て、条例や規則の改正を行いました。

11月1日からは、条例や規則をはじめ、市報やパンフレットなど、市が作成する公文書などでは、法令用語や人の状態を表すものではない場合を除き原則として「障がい」と表記しています。

なお、今回の変更は、関係機関や団体、市民の皆さんにひらがな表記を求めるものではありません。

【問合せ】 社会福祉課



県内の医療機関での受診が対象です

新たに対象となる方は申請を

小学校1年生から3年生までのお子さんがいる世帯には、お知らせと一緒に受給券交付申請書を10月中旬に送付しました。申請には、①受給券交付申請書、②子どもの健康保険証の写し、③保護者の市町村民税が確認できる書類(22年1月1日に野田市以外に住んでいた方のみ)が必要で、郵送で申請するか、児童家庭課、関宿支所、各出張所の窓口で手続きをしてください。

なお、申請された方には、約1か月以内に受給券を郵送します。※23年3月31日(困)までに申請をすることで、22年12月1日にさかのぼって助成が受けられます。

市では、「野田市エンゼルプラン」に基づき、訪問型一時保育や育児支援家庭訪問など、総合的な子育て支援事業を積極的に進めていることが評価され、平成16年に国の「子育て支援総合推進モデル市町村」に指定されました。

特に、経済的な理由で皆さんからご意見の多かった乳幼児医療費助成は、20年度に見直して対象を小学校就学前までに拡大しましたが、皆さんからのご意見を反映して、12月1日から、対象を小学校3年生までに拡大し、名称も「乳幼児医療費助成」から「子ども医療費助成」に改正します。

なお、「子ども医療費助成」の自己負担額は、入院が1日200円、通院が1回200円(ただし、市民税が非課税かつ均等割のみの世帯は自己負担なし)、保険調剤分は無料です。

【問合せ】 児童家庭課